

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<イベント情報>

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

知って守って働きやすく！～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。

外国人労働者の労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、事業主等を対象とした周知・啓発活動を行います。

1 実施期間

令和元年6月1日（土）から6月30日（日）までの1カ月間

2 主な内容

(1) 事業主等に対する周知・啓発、指導

① ポスターの掲示・パンフレットの配布

労働基準監督署やハローワークにポスターを掲示するとともに、パンフレットを施設内に配置し、事業主等へ配布します。

② 事業主団体等を通じた周知・啓発、協力要請

労働局において県内主要経済団体に対し、会員企業への周知・啓発に係る協力要請を行います。

③ 個々の事業主等に対する周知・啓発、指導

労働基準監督署及びハローワークを中心に、技能実習生を含めた外国人の就労が多い事業所や留学生のアルバイト就労の多い事業所等を訪問のうえ、雇用管理改善に関する周知・啓発、指導を行います。

(2) 留学生をはじめとする「専門的・技術的分野」での外国人の就労支援の実施

ハローワーク千葉及び松戸に設置している新卒応援ハローワークの留学生コーナーにおいて、専門性をいかして留学生支援を行っていることを周知します。

(3) 労働条件等の相談、相談窓口の周知等

● 外国人のための労働相談会の開催

◆千葉県弁護士会と連携して、外国人のための労働相談会を開催します◆

【日時】令和元年6月28日（金）午後3時～5時

【場所】千葉県弁護士会館（千葉市中央区4丁目13番9号）

【相談内容等】雇用全般に関する相談、使用者側からの適正な外国人労働者の雇用のあり方 等